

■ 寄付金の活用例



日の出キャンパス再開発

「亜細亜スポーツ」の拠点である日の出キャンパスの各施設は、老朽化が進んでいたため、令和2年度から令和4年度までの3期にわたり、日の出キャンパス再開発計画としてキャンパスのスポーツ施設全体を整備しました。新たなスポーツ施設を活用し、地域と連携したスポーツ振興活動を推進します。



English Cafe

授業の空き時間を利用して、外国人講師とフリートークが楽しめる「English Cafe」を開催しています。気軽に参加できる英会話の場を設けることにより、語学力はもちろん、英語によるコミュニケーション力が向上し、自発的に英語学習に取り組む学生が増えました。今後も継続して本取組を進めて参ります。

見つけよう、自分だけの#



遺贈・相続財産による ご寄付のご案内



あなたのご意志を
未来につなげる



見つけよう、自分だけの#



■ ご寄付に関するお問い合わせ先

■ 寄付事業全体に関すること

総務部 総務課 TEL: 0422-36-3241
E-mail: somu@asia-u.ac.jp

〒180-8629
東京都武蔵野市境5丁目8番
<https://www.asia-u.ac.jp>



■ 相続財産によるご寄付の申込みや 振込方法等に関すること

財務部 財務課 TEL: 0422-36-3251
E-mail: zaimu@asia-u.ac.jp



遺贈・相続財産による ご寄付について

あなたの思いが、未来で花開く

近年、『終活』への関心が高まり、その備えとして身辺整理を始められる際、
母校への寄付を検討される卒業生が増えています。

また、人生の集大成として

「築いてきた財産の一部を社会のために役立てたい」と、
考えている方も増えつつあります。

亜細亜学園では、皆様のご意志を実現させるお力添えをいたしたく、
新たに「遺贈・相続財産によるご寄付」を新設いたしました。

「自分の遺産をお世話になった母校のために遺したい」

「将来の日本を支える後輩・子どもたちに寄付したい」

「人生の最後に社会貢献をしたい」

皆様の思いを次の世代に遺すお手伝いをさせていただきたく、
亜細亜学園への「遺贈寄付」、「相続財産寄付」のご検討を賜りますよう、
心よりお願い申し上げます。

あなたの思い、亜細亜学園がしっかりつなぎます



遺贈によるご寄付

遺言書を作り、ご自身の遺産を特定の人や団体に寄付することを「遺贈」といいます。

遺言書をご作成いただく際に、現金の譲り渡し先のひとつとして

「学校法人亜細亜学園」をご指定いただければ、

遺言執行時に提携の金融機関から、本学園へ連絡が入りますので、

受入手続きを進めさせていただきます。

なお、遺言書の作成には、必要な要件が厳しく定められているため、

本学園へご相談いただく場合は、以下に記載する提携の金融機関をご紹介します。

また、本学園へ遺贈いただく現金について、相続税は課税されません。



■遺贈寄付の流れ



01

亜細亜学園へ ご寄付のお申し出

遺贈寄付のお申し出があった場合、本学園が提携している金融機関をご紹介します。

02

提携の金融機関へ 遺言に関するご相談

提携の金融機関が遺贈寄付に関する相談を承ります。また、ご要望に応じて、提携の金融機関が遺言書の文案作成をお手伝いいたします。なお、ご相談の内容については秘密が守られます。

03

公正証書遺言の 作成

文案をもとに、公証人が公正証書遺言を作成します。

※本学園では、遺贈寄付でお受けできるのが「現金」のみとなっておりますので、公正証書遺言のご作成時には十分ご留意願います。

※提携の金融機関を通じて、遺言書を作成するにあたり、諸手数料(消費税等を含む)がかかりますので、詳しくは提携の金融機関にお問い合わせ願います。

04

遺言書の保管と管理

提携の金融機関が遺言書の保管と管理を行います。
なお、提携の金融機関が遺言内容や財産・推定相続人の変更等について、定期的にお伺いします。

05

遺言の執行

遺言者をご逝去された際、相続人の方から提携の金融機関にご連絡をお願いいたします。
提携の金融機関は遺言書の開示を行い、提携の金融機関が遺言執行者に就任したのち、遺言執行者が相続財産目録の作成や遺言者のご遺志に従った遺産分配及び本学園へ寄付の手続き(現金振込)を行います。

※入金を確認でき次第、本学園から提携の金融機関を通じ、相続人等の連絡先をお伺いいたします。

※連絡先が入手でき次第、遺言者(故人)のご家族へ寄付金の受領書をお送りいたします。

■提携の金融機関



相続アドバイザー部
Tel.0120-338-518
受付時間／平日09:00～17:00



吉祥寺支店・吉祥寺中央支店
Tel.0120-722-529、0422-21-8631
受付時間／平日09:00～17:00



吉祥寺支店
Tel.0422-22-3601
受付時間／平日09:00～17:00

相 続 財 産 に よ る ご 寄 付

故人が温めていた生前の想いを尊重し、相続財産から現金を本学園へご寄付いただくことで故人が生きた証を遺すことができ、ご家族で共有いただけます。

また、本学園へご寄付いただいた現金については、相続税を非課税扱いにすることができます。

相続人は、相続税の申告期限内（被相続人がご逝去された翌日から10ヶ月以内）に相続財産から現金を「学校法人亜細亜学園」へご寄付後、申告することで、相続税の非課税措置を受けられます。

そのためには、申告期限内にご寄付いただき、相続税の申告の際に、亜細亜学園発行の「寄付金受領書」と文部科学省発行の「相続税非課税対象法人の証明書」が必要です。

なお、「相続税非課税対象法人の証明書」の発行には時間がかかりますので、相続税申告書提出期限日の約3ヶ月前までにご相談ください。

※税金について、詳しくは最寄りの税務署や税務相談室にお伺いください。

■ 相続財産寄付の流れ

- 1

**亜細亜学園へ
寄付のお申し出**

ご遺族（相続人）から相続財産寄付のお申し出があった場合は、本学園から寄付申込書を相続人の方へお送りいたします。

※本学園では、相続財産寄付でお受けできるのが「現金」のみとなっておりますので、ご留意願います。
- 2

証明書の申請

相続人から本学園へご寄付いただき次第、本学園から文部科学省に対し、「相続税非課税対象法人の証明書」の発行申請を行います。なお、発行にはお時間がかかり、相続税申告書提出期限日の約2ヶ月前までに文部科学省へ申請する必要がございますので、ご留意願います。

※「相続税非課税対象法人の証明書」は本学園へ送付されます。
- 3

書類の送付

本学園から「寄付金受領書」及び「相続税非課税対象法人の証明書」を相続人へお送りいたします。
- 4

**相続税の
申告・納付**

相続人は被相続人がご逝去された翌日から、10ヶ月以内に手続きをお願いいたします。

よくあるご質問

- Q

不動産や有価証券等の財産の寄付は可能ですか？
- A

大変申し訳ございませんが、「現金」のみの受け付けとさせていただいております。なお、遺言書に「遺言執行者が換金してから、学校法人亜細亜学園に現金を寄付する」ように定めていただきましたら、問題ございません。
- Q

相続税は発生しますか？
- A

非課税になります。なお、相続財産のご寄付については、被相続人のご逝去された翌日から10ヶ月以内に申告する必要があります。
- Q

**遺贈・相続財産寄付の寄付金は
どのように活用されますか？**
- A

大学の教育・研究活動の整備及び活動振興に充当させていただきます。活用事例としては、休み時間を利用して学生が参加できる英会話教室の開催や、学内ネットワーク環境の強化、レポート作成時や研究において利用できるオンラインデータベースの充実等に活用させていただきました。
- Q

相談したら寄付しなければなりませんか？
- A

皆様の大切な財産になりますので、ご家族と十分にご相談のうえ、ご納得いただいた内容で公正証書遺言をご作成いただきます。ご不明点があれば些細なことでも構いませんので提携の金融機関へお問い合わせください。
- Q

**「遺贈寄付」や「相続財産寄付」の他にも
支援する方法はありますか？**
- A

その他の寄付金事業もございます。詳細は公式サイトや、別冊子「ご支援のお願い」をご確認ください。なお、別冊子をご入用の方は、裏表紙に記載している総務部総務課までお問い合わせください。

本学園の公式サイト（寄付ページ）
URL: <https://www.asia-u.ac.jp/about/donation/>

